

参考資料 11

地震・津波に関する引き渡し・臨時休業等の判断基準(例)

判断する状況		在校時 (引き渡し等のルール)	在宅時	登下校時
学校を含む地域の震度	5弱以上	<p>○保護者が来るまで学校に待機させる。</p> <p>※時間がかかっても保護者が来るまでは、児童生徒等を学校に保護しておく。</p> <p>※ただし、各種情報を基に学区内に被害発生なしと判断され、教職員の巡回等により、通学路の安全確認の場合は、集団下校とする場合もある。</p>	○学校から連絡があるまで自宅または避難場所に待機とする。	○安全な場所に避難し、揺れが収まったら、学校または家の安全な方へ避難する。(物につかまりたいと感じるような揺れや、それ以上の強い揺れを感じた場合)
	4以下	<p>○原則として、集団下校させる。</p> <p>※但し、保護者との事前協議で、災害時に保護者への引渡しを行うこととしている児童を除く。</p>		
津波浸水域 (沿岸部の河川付近の学校等)	大津波警報 ・ 津波警報	<p>○保護者への引き渡しを行わず、避難(学校待機)とする。</p> <p>※保護者が引き渡しを求めて来校した場合も、危険性を説明し、待機等を勧める。</p> <p>※警報が解除され、安全が確保された後に引き渡しを行う。</p>	<p>○警報が発表された場合は、津波に対応した避難場所に避難する。</p> <p>○警報・注意報が解除されても、校区及び通学路に浸水等の被害がないなど安全確認の上、登校の連絡をする。それまでは、避難場所での待機とする。</p>	
	津波注意報	○津波の到達予想時刻等を考慮して引き渡しを判断する。		

大雨に関する引き渡し・臨時休業等の判断基準検討(例)

大雨に関する引き渡し・臨時休業等の判断基準の検討に当たっては、雨の情報や自治体が発令する避難情報、または被害を及ぼしかねない河川の水位の状況及び今後の見通し等に関する情報を総合的に勘案し、児童生徒等が引き渡しや下校時等に災害に巻き込まれないように判断する必要がある。

以下は、台風接近等による大雨に関して、学校の災害特性等を踏まえ、下校・引き渡し・待機・臨時休業等の判断基準を、「タイムライン」の手法を用いて検討した参考例です。

なお、局地的大雨においては、事前に警報等の発表がなされないことがあるため、気象情報のみに頼らず、身近な前兆現象など気象状況の急激な変化を基に、児童生徒等の安全を最優先とする対策が取られるよう検討する。

警戒レベル	雨の情報 【気象庁から発表】	避難の情報 【自治体が発令】	河川の氾濫情報 【東北地方整備局 〇〇川河川事務所から発表】		学校の対応		
			〇〇町 〇〇川 水位△ △観測所	〇〇川 □km 水位計	体制	活動内容	
						□在校時	■夜間や休業時
1	台風情報 早期注意情報（警報級の可能性）					□職員の連絡体制確認	
2	大雨注意報 洪水注意報 キキクル（注意）		氾濫注意 水位（〇. 〇m）		注 意 体 制 確 立	□洪水予報等の情報収集	■洪水予報等の情報収集
3	大雨注意報（夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報） 洪水警報 大雨警報（土砂災害） キキクル（警戒）	高齢者等 避難	避難判断 水位（〇. 〇m）		警 戒 体 制 確 立	□気象情報、交通機関運行情報等を基に総合的に対応を判断（状況に応じて授業打ち切り、生徒帰宅の是非等） □保護者への対応の事前連絡 □資機材の準備（□避難誘導）	■登校時に危険であるなど事前の判断が可能で、校長が必要と認めた場合は臨時休業とする。（公共交通機関が計画運休も同様） ■職員は自宅待機とし、状況により出勤の連絡とする。
4	土砂災害警戒情報 キキクル（非常に危険、極めて危険）	避難指示	氾濫危険 水位（〇. 〇m）	危険水位	非 常 体 制 確 立	□情報収集 □避難誘導（各教室）及び待機 □保護者が迎えに來られない場合や、居住地及びその途中が危険な場合は学校待機 □施設・設備等の点検、被害状況を把握	■臨時休業（登校時に危険であるなど事前の判断が可能の場合） ■生徒の居住地における避難情報等を踏まえ、安全確保を最優先した対応とする。 ■職員は自宅待機とし、状況により出勤の連絡をする。 ■生徒及び教職員の安否確認（電話やメール等）
5	大雨特別警報	緊急安全確保	氾濫発生	氾濫発生		□避難完了済	■臨時休業

※待機や下校等の判断については、気象庁の高解像度降水ナウキャスト、降水ナウキャスト、降水短時間予報により、校区内で今後〇時間以内に予想される最大雨量が〇〇mmも参考にする。

※避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により安全確保を主体的な判断に基づき体制を確立する必要がある。

※「マイ・タイムライン」の作成事例等は、国土交通省ホームページに紹介されています。

また、県内でも、一部の自治体のホームページに、地域の実態に応じた学校でも活用しやすい「マイ・タイムライン」のひな形が紹介されておりますので、御確認ください。



国土交通省ホームページ

噴火に関する引き渡し・臨時休業等の判断基準（例）

○噴火警戒レベル4・5の居住地域にある学校においては、在校時に噴火警戒レベル5（避難）が発表された際は、「保護者への引き渡しを行わず、学校待機とする」

※保護者が引渡しを求めて来校した場合も、危険性を説明し、待機等を勧める。

PAZ・準PAZ・UPZに位置する学校の原子力災害時の引き渡し等の対応（例）

緊急事態の区分	対応の概要
警戒事態（AL）	【PAZ・準PAZ・UPZ共通】 ○安全を確認した上で保護者のもとに帰宅，又は引き渡すまで学校に待機させ迎えに来た保護者に引き渡すなど保護者への引き渡しを実施する。
施設敷地緊急事態（SE）	【PAZ・準PAZ】 ○保護者への引き渡しができなかった場合は，県・市町により手配されたバス等で避難させ，避難先*で保護者に引き渡す。
全面緊急事態（GE）	【UPZ】 ○保護者への引き渡しは行わず，屋内退避を実施する。
	【UPZ】 ○空間放射線量率の測定結果に応じて避難・一時移転の指示があった場合は，手配されたバス等により避難・一時移転させ，避難先*で保護者に引き渡す。

*各自治体では，UPZ外における避難先市町村が決まっている。